

流水の正常な機能の維持および異常渇水時の緊急水の補給対策案 に対する意見聴取について(案)

国土交通省 近畿地方整備局
独立行政法人 水資源機構

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

【別紙6】

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 参考資料4 より抜粋

利水参画者に対し、

ダム事業参画継続の意思があるか、
開発量として何m³/sが必要か確認 ※1

検討主体において、その算出が妥当に行われているか確認

代替案が考えられないか検討するよう
要請

※1 利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請。

第3回幹事会で説明する範囲

検討されない場合

検討された場合

検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認
(例)代替案が地下水利用の場合、地盤沈下や水質の面で問題がないか などを確認 (必要に応じ、関係機関の見解を求める)

検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討

検討主体

直轄ダム → 地方整備局等
水機構ダム → 水資源機構及び地方整備局
補助ダム → 都道府県 (地方整備局が協力)

概略検討により、利水対策案を抽出 ※2

※2 利水対策案は代替案又は代替案の組合せにより立案する。

利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取 ※3

※3 意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。

利水対策案を評価軸ごとに検討

利水対策案について総合的に検討

今回、抽出した対策案について新規利水の観点からの検討を参考に意見をいただく

○ 利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。

(別紙1)

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、丹生ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、近畿地方整備局および水資源機構では、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、丹生ダムが目的としている治水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示した流水の正常な機能の維持対策案2案、異常渇水時の緊急水の補給対策案4案が抽出されたところであります。(概略評価による対策案の抽出結果については、別添資料を参照ください)

つきましては、下記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である近畿地方整備局および水資源機構が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

これまでの検証の状況につきましては、下記の近畿地方整備局ならびに水資源機構ホームページの「検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で閲覧いただくことが可能です。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryu.html>

独立行政法人水資源機構のホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/niu.html>

1. 流水の正常な機能の維持対策案

- ・対策案3 水系間導水(余呉湖経由)
- ・対策案4 地下水取水

2. 異常渇水時の緊急水の補給対策案

- ・対策案1 河道外貯留施設(内湖掘削)
- ・対策案2 ダム再開発(野洲川ダム、日吉ダム、高山ダム、比奈知ダムかさ上げ)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案4 地下水取水

3. 留意していただく点

頂いたご意見につきましては、「ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、公表する場合があります。あらかじめ、ご了承をお願い致します。

4. 回答期限

平成25年 月 日() までとさせていただきます。

5. 提出先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課

住所: 〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1号館7階

6. 問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課

住所: 〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1号館7階

電話: 06-6942-1141(代表)

独立行政法人水資源機構 関西支社 事業部 計画課

住所: 〒540-0005 大阪市中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル6階

電話: 06-6763-5182(代表)

(別紙2:意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

| | |
|---|--|
| 団体名 | |
| 担当者名 | |
| 連絡先(TEL) | |
| ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案 について (対策案の番号を記入の上、ご意見を 記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結 構です。 | |
| 2)異常渇水時の緊急水の補給対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を 記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結 構です。 | |

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 中間とりまとめ」に基づき、以下の関係河川使用者（水利用に関して河川に権利を有する者又は許可を受けた者）や関係地方公共団体として以下の機関を抽出しました。

【1. 対策案に関係する主な河川使用者】

近畿農政局、三重県企業庁、京都府（水道）、名張市（水道）、大阪市（水道）、守口市（水道）、枚方市（水道）、尼崎市（水道）、伊丹市（水道）、奈良市（水道）、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団、関西電力（株）

【2. 対策案に関係する自治体】

滋賀県、京都府、大阪府、名張市、伊賀市、長浜市、甲賀市、京都市、南山城村、南丹市、奈良市、山添村